

平成 21 年度第 2 回向日市地域包括支援センター運営協議会 議事要点録

日 時	平成 22 年 2 月 9 日(火)午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
場 所	向日市福社会館 3 階 大会議室
出席委員	山本恵子委員、菊岡範一委員、大塚俊三委員、木下八十八委員、木下博史委員 足田定男委員、高桑稔委員、安田有里委員
傍 聴 者	なし
内 容	以下のとおり

1 開会挨拶

2 議 事

(1) 平成 21 年度向日市地域包括支援センター事業実績について

資料 1 「平成 21 年度向日市地域包括支援センター事業実績 (経過報告)」に基づき、事務局から説明があり、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成 21 年度の地域包括支援センター事業実績について協議されました。

【意見の要旨】

会 長：今年度、通報された虐待の種類はどのような種類になりますか。

事務局：身体的虐待と介護・世話の放棄や放任 (ネグレクト) になります。

会 長：高齢者虐待に関することの相談件数ですが、延べ件数 72 件となっています。今年度の高齢者虐待に関する新規相談は 7 件ということですので、1 件あたり 10 回程度の対応を行ったということですか。

事務局：はい。虐待に関する対応の場合、支援検討会議の実施、虐待の状況把握等を行うなど 1 件あたり 10 回程度の対応が必要となることが多い状況です。

会 長：今年度に対応した高齢者虐待の種類は身体的虐待とネグレクトの 2 種の虐待ということですが、経済的虐待は多くはないですか。

事務局：今年度においてはありませんが、過去には、親の年金を子が勝手に使い込んでいたなどのケースがありました。

委 員：新予防給付に関する相談が多いのですが、新予防給付に関する相談とは具体的には何を示すのですか。

事務局：要支援 1 及び 2 の方々に関する相談となります。向日市地域包括支援センターでは、1 か月に 110 件から 120 件の要支援 1 及び 2 の方々のケアプランを作成しておりますので、その相談や連絡調整や対応をおこなっています。また、半年ごとのケアプランの見直しを行うための対応や相談等の件数を加えて相談件数としています。

委員：新予防給付の中にはベッドや住宅改修も含まれるのですか。

事務局：含まれています。

委員：平成 21 年 4 月から要介護認定調査の内容が変更されましたが、このことに関して、例えば、介護度が下がったなどの苦情や問い合わせはありませんか。

事務局：認定調査内容の変更に伴う不安についての問い合わせはありましたが、介護度の変化などに関する具体的な苦情などはありません。

委員：今回、示されている高齢者虐待に関する相談件数は、平成 21 年 4 月から 12 月の 9 か月分で 72 件です。昨年度については 1 年間で 71 件でしたので、年々、増えているといえます。京都府内の高齢者虐待の件数としては、2007 年度に 429 件で、これは前年比で 120% 増です。全国での高齢者虐待の件数をみると、2008 年度には 14,889 件、これは前年より 1,616 件増えています。虐待をする側としては、息子等が 4 割ほどとなっており、虐待を受けた人の 8 割ほどが要介護認定者であることもわかっています。やはり、弱い人が虐待を受ける傾向にあります。また、介護やお世話を放棄の虐待の割合が全体の 18% くらいであるという数字もでてきます。向日市においては、無理心中や殺人だとかはありませんが、こうしたことを起こさないためにも、高齢者虐待に対する取組みをしっかりと行う必要があると思います。それと、地域包括支援センターでは全般を通じて色々な活動しておられますが、最近、向日市社会福祉協議会が地域福祉に関するアンケート調査を実施され、地域福祉に関する広報活動や情報をどこで知ったか、また、何を望むかという問いに対する答えとして、「歳をとったら、ちゃんとみてもらえる施設やサービスを受けたい」という答えが 4 割近くを占めています。広報活動の件に関しては、残念ながら、行政の窓口や社会福祉協議会や施設の窓口が少ないように思います。このような課題については、今後の問題として対応していかなければいけないと考えますが、いかがですか。

事務局：只今、ご指摘がありましたように、虐待に関する相談等は年々増加してきております。まだまだ、虐待に対する認識が福祉関係者も含め一般市民の方々に浸透していないのが現状なのだと思います。この認識の低さが虐待の要因に関係していることも理解していただけないような状況ですので、今後、さらに虐待防止に関する考え方を広めていかなければいけないと考えています。今後につきましては、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催数を増やし、虐待事例に関する支援検討会議を充実するなど、家族支援を含めた様々な方向からの支援や取組みを行ってまいりたいと思います。

会長：高齢者虐待に関する相談 7 件の方々の家族関係についてはどのような状況ですか。

事務局：息子夫婦や娘など同居しているケースが多い状況です。

会長：他にご質問等ございませんか。

委員：新しく介護認定の判定方法が変わったことについてですが、要介護 3 が 2 になったとか、要介護の方が要支援になるなどの要介護度に関する変化は数字ではみられないの

ですか。実際のところ、要介護度が下がる傾向はみられますか。

事務局：本日は要介護認定の詳細なデータを用意していませんが、全体的な傾向としまして、要介護度が下がる傾向はあまりみられません。乙訓管内での認定審査におきましても、大きな混乱はありませんでした。若干、介護度が下がった方もおられますが、特に苦情等は受けておりません。

委員：主治医意見書について、乙訓管内の医療機関では乙訓方式での記入を行っているが、乙訓方式ではないものと比べると、やはり記載内容に違いがあるのではないかと思います。こうした記載内容が要因で要介護度が下がった事例はありますか。

事務局：現在のところ、そのような事例はございません。

委員：平成21年4月、要介護認定方法の見直し時に経過措置が行われましたが、その直後、経過措置の希望者が83.1%、10月の再修正の時には、非該当300人の42.6%が要支援1以上になっています。先日、10月の修正で何がどのように変わったのか質問したのですが、その時は、概ね良好であるとの回答でした。詳しい内容を調べて回答いただくよう伝えたのですが、まだ、回答いただけていません。こうしたことについては、きちんと対応していただきたいと思います。

事務局：只今、ご指摘いただきましたご質問の件ですが、その時点ではデータの集計が途中でありましたので、近日中にデータを整理した内容で回答させていただきます。

委員：生活機能評価についてですが、平成21年度現在のチェックリストの回収状況等はどのようになっていますか。また、生活機能評価を実施するうえで多くの労力が必要ですが、本来の目的である特定高齢者の選定が適切に行えているのかどうか、適切な制度なのかどうかという検討も必要だとも思います。特定高齢者に選定されるべき人が選定されない、逆に特定高齢者では無いただろうと思われる人が特定高齢者に選定されているなどの事例があるのではないかと思います。現時点で把握できている状況についてお答えください。

事務局：昨年度は特定健康診査等と同時に生活機能評価を実施しましたが、平成21年度は生活機能評価を単独実施しています。回収率は昨年度の半分くらいになりそうです。また特定高齢者は350人くらいに現状はなっております。

委員：最初に送付した対象人数はどのくらいですか。

事務局：要介護認定を受けていない65歳以上の市民全員9,417人に送付しています。チェックリストの回答率は57%となっております。乙訓2市1町で統一の方法で実施しており、他の市町もほぼ同様の傾向にあると聞いています。特定高齢者数が昨年度より減少している要因としましては、特定健康診査等と別に単独に実施したことがあげられます。

委員：この事業は、特定高齢者かもしれない人を介護予防事業の参加につなげていくことが目的だと思いますので、そのように考えると少ないのではないかと思います。

事務局：ご指摘いただきましたとおりでございますが、この傾向は全国的にもみられるものようです。

委員：だから、この事業そのものの効果が低いのではないかと思います。血液検査や心電図検査などを受ける必要があるのに、検査を受ける人は煩わしいでしょうが、必要な

検査であるので、どのようにすれば受診者が増えるのかということも考えないといけないと思います。

事務局：只今、生活機能評価事業の効果が低いというお話がありましたが、350人くらいのうちから80人程度しか介護予防事業に参加していただけないという事実は謙虚に受け止めなくてはいけないと考えますし、事業参加を促進していく方法については再検討しなければいけないと思います。健康診査で病気等が疑われるというような結果がでるのではなく、生活機能評価で特定高齢者と選定されても、具体的にどこかが悪いという内容ではないので、ご本人が自覚しづらいように思います。しかし、この事業についての一定の検証は必要と考えますし、今後、厚生労働省においても見直しを行うかもわかりませんが、現状に置いては、できるだけ特定高齢者の方々に介護予防事業に参加していただけるよう進めていきたいと考えています。

(2) 平成22年度向日市地域包括支援センター事業について

資料2「平成22年度向日市地域包括支援センター事業の実施方針について(案)」に基づき、事務局から説明があり、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、平成22年度の地域包括支援センター事業の実施方針について協議されました。

【意見の要旨】

会長：先進的な取り組みを行う他市の地域包括支援センターへの視察を計画されていますが、この市を視察する予定ですか。

事務局：現時点では具体的に視察地を決定していませんが、岸和田市や枚方市、伊賀市などの市を候補として考えています。他の市等も検討し、受入れていただけるようなら、積極的に他の地域包括支援センターの視察を行いたいと考えています。

委員：出張講座の実施についてですが、今年度の内容は介護保険制度に関するテーマが多いですが、介護予防についての学習会などが一般市民にとっては大切ではないかと思えます。特定高齢者施策とか予防給付といったことに対して一般の方の関心が低いのではないのでしょうか。本当に介護が必要な状態となり排泄や入浴に介助をしてもらう状況については理解しやすいと思うのですが、介護予防に対する認識が低いように感じますので、もっと介護予防に関する啓発をしたほうが良いのではないかと思います。

事務局：只今、ご指摘にありましたとおり、要介護の状態になってから予防について考えるのではなく、元気な状態の方や少し生活機能低下がみられる状態の方が介護予防について考えていただけるような啓発を推進していきたいと考えていきます。出張講座の推進を図る背景には、まだまだ地域包括支援センターの存在やその機能が一般に知られていない現状がありますので、同時に地域包括支援センターの事業内容や機能についての周知活動も行っていきます。

委員：介護を受ける事が悪い事のように受け止める高齢者の方々もあり、福祉や介護サービスにつなぐことに苦労するケースもあるようです。周囲からみて、明らかに介護が必要な

状態でも、ご本人がサービスは受けないと頑張り方など、対応に苦慮するケースもありますので、上手にサービスを利用することをテーマとしたような内容の啓発も推進していただきたいと思います。「介護サービスを利用して良かった」といったコメントなどを集めて市民の方々と共有できるようになればよいのではないのでしょうか。

(3) 地域包括支援ネットワークの構築等について

資料3「地域包括支援センターにおけるネットワーク構築について」に基づき、事務局から説明があり、その後、質疑応答及び意見交換が行われ、地域包括支援ネットワーク等について協議されました。

【意見の要旨】

- 会長：只今、説明いただいたネットワーク自体の中核は地域包括支援センターとなるのですか。
- 事務局：地域包括支援センターが中心となって構築していくよう考えていますが、既存のネットワークと横断的な結びつきを持ちながら広げていくよう考えています。
- 委員：見守りネットワークの説明のなかにあった、虐待の防止、防犯、火災予防などについては、自治組織や防犯の地域組織とか警察などが戸別訪問などの活動をとおして、見守りを実施しておられますが、そうした組織との連携を行ううえで個人情報の問題があるとおもいます。見守りのための台帳や名簿を作って自治会長さんなどが持っておき、必要なときに見守り活動に台帳や名簿を活用するなどが考えられますが、こうした場合にも個人情報があるので、この問題を解決しないといけないと思います。
- 会長：先日、テレビ番組で他都市の状況を放映していましたが、やはり個人情報の事が問題となっていました。個人情報保護法ができてから、自治会が活動しづらくなって困るという状況があるようですが、向日市においてはどのような状況ですか。
- 事務局：個人情報につきましては、名簿などを作成し、ご本人の了解を得ずにどこかに提供することはできませんし、考えていません。今回、提示させていただいたネットワークでは、地域の既存のネットワークと地域包括支援センターとが結びつきながら、住民のなかで困っている状況などを見つけていくネットワークを広げて、地域のなかで潜在化しているニーズを把握したいという主旨です。支援を必要とする方が地域に埋もれている場合があり、発見されたときには、かなり困難な状況であることが少なくありません。こうした状況を防止するうえでも、早期発見を行い、早く対応することが必要だと考えています。また、医療が必要な状態であってもご本人の自覚がなく、医療勧奨にも応じてもらえない場合など、対応に困窮する場合もあり、医療との連携やネットワークの充実も図りたいと考えています。
- 委員：確かに医療拒否をされる方などの対応は大変であると思います。また、経済的に困窮されている方などの場合は、経済的な問題をどのように解決するかが重要となりますし、難しい問題だと思います。今回、示されたネットワーク機能の4つの機能は基本的に同じ事が基となっていると思います。要するに、地域住民がお互いにどれだけ気かけあうかということだと思います。私の育った土地は数十軒の村ですが、そこでは、「あそ

このおじいちゃん、最近見かけないが、どうしているのか」といった住民同士が気にか
けあうような、住民がお互いに気かけあうコミュニティがあります。向日市も古くか
らのまちですが、古いところと新しいところと混在しているなかで、わたしも近所の人
を全て知っているわけではない状況です。核家族化が進み、一人暮らしの方が増えてい
る状況では、今後も難しい状況になるのではないかと思います。こうしたことは、地域
包括支援センターが各関係機関にネットワークづくりについて呼びかけることから始
まるのではないのでしょうか。こんなことをやりたいという意思表示をすることが第1歩
なのだと思います。

委員：見守りをおこなうネットワークについては、民生委員の活動においても3年程前から取
り組んできましたが、モデル地区を設定し、その地区においては、行政と協力し高齢者
に関する状況把握はある程度できてきました。ただし、障害者に関する情報は行政から
出していただけなので、進んでいません。最近、障害者の方々の社会参加も多くな
り、喜ばしいことだと思います。先日、意見交換の場で市長、行政の担当課から情報提
供を検討していく旨の回答もいただきましたので、情報提供があれば、私どもも状況把
握を進めることができると思います。それとも、今回、提示されたネットワークは我々
の活動とは別の位置づけと考えるのでしょうか。

事務局：行政としましても、災害時等のための要配慮者名簿の作成に努めております。ご指摘に
個人情報の問題がありましたが、これにつきましては、個人情報保護審議会での審議し
ていただき、了解をとれるよう事務をすすめているところであります。要配慮者名簿が
作成されましたら、警察、消防、自治会等にも提供できるように考えています。

会長：個々の事例のようになるのですが、住民票を移さずに向日市に住んでいる方もいらっし
ゃると思います。他都市の事例ですが、住民票がないと居住地の行政が対応できないと
いう事例もありました。向日市ではどのように対応していますか。

事務局：向日市民対象の制度利用などできないこともありますが、困難ケースに対する処遇検討
などは、住民票の有無にかかわらず、可能な範囲で対応を行っております。高齢者虐待
等に関しましても、居住の実態がある場合には対応させていただくよう考えています。
また、各種制度利用において、住民票の有無が問題となる場合には、住民票のある自治
体と連絡調整等も行っています。

委員：警察や消防、医療機関等の専門機関や専門職からの困難ケース等についての相談はあり
ますか。消防や警察などの各セクションで対応困難なケース等を把握しておられると思
いますが、そういうケースの情報共有はされていますか。

事務局：ご指摘のようなケースについては、各方面から相談等はありませんが、今後さらに情報共
有に向けた連携を図りたいと考えているところです。

委員：地域包括支援センターや在宅介護支援センターが主催されているケア会議やケース検討
会議等に積極的に取り上げて、各専門機関や地域の住民の方々も参加いただき、話し合
いなどは行われていますか。

事務局：市内2か所に在宅介護支援センターがあり、それぞれの担当地区別に困難ケースなど
についての情報共有や支援対応の検討を関係者間で行っています。

委員：そうした会議や検討を通じて、専門機関の方々にも参加いただくことで、ネットワーク

を広げていくことはできるのではないのでしょうか。

事務局：関係機関全部に呼びかけはしているのですが、各機関との日程調整が難しい場合があり、関係機関関係者全員が揃うことは少ない状況ではあります。今後も積極的な呼びかけは行っていきたいと考えています。

会 長：他都市での事例ですが、精神障害の方で、警察に何度もお世話になることのあったケースがありましたが、警察が守秘義務や個人情報を外に出せないなどの事情で、他の関係機関との情報共有が充分でない場合、処遇が難しくなるケースがありました。また、警察等においても認知症に対する理解がなく、福祉や支援の対象ではなく、処罰対象のようになる場合もありますので、こうした場合の対応も考えていかななくてはならないと思います。

委 員：今回、提示いただいたネットワークを進めていかれる場合には、このネットワークすべてに民生委員は関係しますので、行政のほうから民生委員の定例会において、説明をお願いできますか。

事務局：はい。ネットワークの構築等の具体的な進め方については、各関係機関との連携を通じて、一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長：次回の運営協議会開催はいつごろの予定ですか。

事務局：次回の運営協議会開催日は未定ですが、今年の5月から6月頃の開催を予定しております。

会 長：それでは、他にご意見がないようですので、本日の会議は終了とします。

3 閉会